

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の説明書

1. 肺炎球菌とは？

肺炎などの感染症の原因となる細菌です。人の鼻や喉に常在していますが、健康で体力のある状態ならば、免疫力が十分あるため感染症を引き起こすことはあまりありません。しかし、体調をくずすなど何らかの原因で免疫力が低下すると、肺炎球菌による感染症（肺炎、髄膜炎、菌血症・敗血症、中耳炎など）を発症することがあります。

免疫力の低下しやすい小児や高齢者、慢性疾患患者等が発症しやすいと言われています。

2. 肺炎球菌ワクチンの効果

ワクチンを接種すると、実際には病気にかからなくてもその病気への免疫ができ、病原体が体内に侵入しても発症を予防したり、症状を軽度ですませたりすることができます。

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、1回の接種で5年程度の長期間免疫が持続すると言われています。また、5年以内の再接種は、注射部位の痛みや腫れなど副反応が強く出ることがあります。接種を希望される場合はご自身の予防接種の履歴をよくご確認ください。

今回接種を行った場合は、医療機関から発行される「接種の記録」を健康手帳に貼付するなどして大切に保管してください。

3. 令和3年度（2021年度）の対象者について

令和3年度の接種対象者は以下のとおりです。ただし、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、対象年齢であっても、村が実施する定期予防接種の対象外となります。

なお、年齢は、令和4年3月31日時点を基準とした年齢です。

- ① 60～64歳で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい有する者として厚生労働省で定める者（障がい者手帳1級を有する者）
- ② 令和3年度（2022年3月31日まで）に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳になる者

対象者の生年月日

65歳：昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	85歳：昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
70歳：昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	90歳：昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
75歳：昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	95歳：大正15年4月2日～昭和2年4月1日
80歳：昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	100歳：大正10年4月2日～大正11年4月1日

4. 接種に必要な物

- ① 接種券兼予診票（紫色の紙）
- ② 自己負担金 2,000円（生活保護世帯は無料）
- ③ 健康保険証など住所・年齢などが確認できるもの

5. その他

- ・本予防接種は、B類疾病の予防接種であり、接種を受ける法律上の義務はありません。自らの意思で接種を希望する人のみに接種を行うものです。接種を希望する人は、予防効果や副反応などについて、十分に理解したうえで、医師と相談し接種してください。
- ・接種券の有効期限は、令和4年3月31日までです。期限を過ぎて接種する場合は、接種料金（およそ8,000円）が全額自己負担となりますのでご注意ください。
- ・新型コロナウイルスワクチンの予防接種を受ける（受けた）場合は、前後2週間以上（13日以上）の間隔をあけて接種を受けてください。

予 防 接 種 の 説 明 書

1. 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱している人（通常、体温が37.5℃以上の場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
急性で重病な病気で薬を飲む必要のある人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を受けないのが原則です。
- ③ 予防接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状が出る激しい全身反応です。
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した人

2. 予防接種を受けるときに、医師と相談しなければならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 過去に予防接種後2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常が見られた人
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ⑤ 予防接種液の成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことのある人

3. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けたあと30分間程度は、急激な副反応が起こることがあります。医療機関（施設）で様子を観察するか、医師とすぐ連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- ③ 接種当日は、はげしい運動や大量の飲酒は避けましょう。

4. 予防接種を行うことができない時とは

- ① 接種医の説明を十分に聞いた上でも、接種を受ける本人が接種を希望しない場合。
- ② 家族やかかりつけ医の協力を得ても、接種を受ける本人の意思が確認できなかった場合。
- ③ 当日の身体状態等により接種をしなかった場合において、その後、肺炎球菌が原因となって発症する感染症等になり患、あるいは患したことによる重症化・死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

5. 接種後に副反応が起こった場合

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に他の病気が偶然重なって現れることもあります。予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などの症状が現れたりした場合は、早めに医師の診察を受けてください。なお、医師の診察を受けた場合や気になる症状が現れたときは、下記担当課へご連絡ください。

予防接種について、ご不明な点などありましたらお気軽にお問い合わせください。

住民福祉課健康増進係（健康保健センターへるすびあ内）

電話：0248-82-3800